

# フランス19世紀末ブルヌヴィル ,D.M. の知的障害児教育について ピセートル院における教育実践と否定的優生思想に対する見解

星 野 常 夫\*

## Sur l'éducation pour handicapés mentaux effectué par Bourneville, D.M., à la fin de XIX siècle en France - sa pratique pédagogique dans l'hôpital Bicêtre et son opinion contre le eugénisme négatif -

Tsuneo HOSHINO

### 抄 録

フランス知的障害児教育の制度化および教育内容の確立に大きく関わった医師ブルヌヴィル (1840-1909) の活動と実践を取り上げる。今回は彼の経歴とピセートル院「子ども部門」における実践に加え、これまでのフランス知的障害児教育史研究にはなかった彼の否定的優生思想に対する見解をとりあげた。

彼は、否定的優生思想の考えに対しては明らかな拒否の態度を示している。それは、彼の幅広い活動を支える姿勢と一貫しているものであり、フランス革命以来の人権主義と人間に対する教育の可能性という信念に由来するものである。

彼は、知的障害児に対する断種・避妊手術という人為的なはたらきかけではなく、彼らに対する教育の充実という道を探ったのである。

### 目 次

はじめに

第1章 ブルヌヴィルBourneville, D.M. (1840-1909) の経歴と活動

第1節 ブルヌヴィルの生涯と経歴

1 サルペトリエール院時代 (1871-1879)

2 ピセートル院時代 (1879-1909)

第2節 ブルヌヴィルの幅広い活動

第3節 フランス知的障害児教育におけるブルヌヴィルの占める位置

第2章 ブルヌヴィルの知的障害児に対するピセートル院での指導内容

第1節 ピセートル院の「子ども部門」

第2節 「子ども部門」における教育内容について

---

\*ほしの つねお 文教大学教育学部

### 第3節 まとめ

## 第3章 ブルヌヴィルの否定的優生思想に対する見解

### 第1節 19世紀末から20世紀初頭にかけての知的障害児の処遇と優生思想

### 第2節 ウィラード質問状の項目

### 第3節 ブルヌヴィルの回答

### 第4節 まとめ

## 第4章 ブルヌヴィルの実践と否定的優生思想

## はじめに

これまで、筆者はフランス知的障害児教育制度の成立過程に関する報告を行ってきた<sup>8)</sup><sup>9)</sup>。その結果、20世紀初頭のフランス知的障害児教育制度の成立には、ピセートル院の医師ブルヌヴィル, D.M. (1840-1909) が関わっており、その影響も大きいものであったということ。そして、その教育・指導の方法から教育制度の組織化にいたるまで、彼の存在ぬきには語れないことがわかった。

さて、本報告では、これまでまったくとりあげられなかった視点から、ブルヌヴィルを中心とするフランス知的障害児教育の成立とその特徴について検討したいと考える。具体的には、優生思想という光をあてるとどのような様相が現れるのだろうかということである。

フランスの知的障害児教育と優生思想とのかわりを探した先行研究はわが国では皆無であるし、フランスのオリジナル論文にもほとんど見つけることはできない。これは、他の国のこの分野の研究と比較しても特徴的な点である。

それ以前に、一般的に優生思想に対して、フランスは他の国に比べると「関心が乏しい」とか「消極的である」といわれているのである。

というのは、ヨーロッパ諸国のうち、優生学を成立させたのは19世紀後半のイギリスであり、いわゆる否定的優生思想に基づき具体的な障害者政策をおこなったのはドイツ、ス

ウェーデンなどの諸国である。さらにアメリカ合衆国のいくつかの州でも同じように否定的優生思想が政策として実施されたのである。

一方、フランスではそのような障害者政策は行われておらず、むしろ、19世紀の半ばには、ピセートル院の教師セガンが他国に先駆けて知的障害児を対象とした教育を試み、さらに続いて医師ブルヌヴィルはピセートル院の中で組織的な知的障害児教育を行っていたのである。

知的障害者に対して、断種・避妊手術を政策とした国と、知的障害者に対して指導・教育を試みる国という対比が可能である。これが、フランスは優生思想に対して「消極的」であるといわれる所以である。

このようなフランスの他国とは違った優生思想に対する姿勢、関わり方、およびそのような方向を持つにいたった歴史的経過を明らかにする必要があるだろう。

本報告では、20世紀初頭のフランス知的障害児教育の成立に大きな影響を与えたブルヌヴィルの経歴と活動およびピセートル院における彼の実践内容を概観し、次に彼自身が優生思想に対してどのような考えをもっていたのかを検討し、上で述べた大きな課題を探る手がかりを得ることを目的としたい。

## 第1章 ブルヌヴィル Bourneville, D.M. (1840-1909) の経歴と活動

知的障害児教育の先駆者セガンがアメリカに移住した19世紀の後半は、ピセートル院におけるセガンの継承者たる教師ヴァレ(1816-

1885),そして,ピセートル院・サルペトリエール院両院の医師ドゥラシオーヴ(1804-1893)がこの時期の知的障害児教育を担ってきた。そして彼らと個人的な人間関係を持ちながら,この分野で重要な役割をはたした人物がピセートル院の医師ブルヌヴィル(1840-1909)である。

フランスではブルヌヴィルの名前は,多くの文献に登場し,彼に関する著作も出版されているほど著名である。しかし日本ではこれまであまり紹介されてこなかった。また,彼はそれまで埋もれていたセガンの実践を評価し,かつフランスにおける「知的障害児」教育制度の成立にも大きな位置を占めているといわれる<sup>8)9)</sup>。

## 第1節 ブルヌヴィルの生涯と経歴

ブルヌヴィルの生涯と経歴については,すでに詳細に述べてある<sup>8)</sup>ので,ここでは,サルペトリエール院時代(1871-1879)およびピセートル院時代(1879-1909)を中心に簡単に述べる。

1840年10月20日:ウール(Eure)県のグランシェール(パリの西方,百数十キロにある)で生まれた。

1859年9月:ドゥラシオーヴを頼ってパリに上京。ヴァレの家に下宿をする。まず,ピセートル院のドラシオーヴ,次ぎにルーシエールLourcine病院のA.リシャルRichardのところで医学の勉強を始める。

1865年11月24日:パリの病院のインターンに任命される(40人中31位)。

1866年から1869年:サルペトリエール院のドゥラシオーヴの所属する部門などいくつかの病院でインターンをする。

1870年8月2日:医学博士論文の口頭審査を受ける。論文のタイトルは,「脳出血,および脳のその他の疾患における臨床的検温の研究」。

1870年8月24日:公的援助局l'Assistance

PubiqueがピティエPitié病院のインターンの代行をするように指示を与える。

### 1 サルペトリエール院時代(1871-1879)

1871年から1879年:サルペトリエール院の医師シャルコーの正式助手。

1871年:パリ5区La rue des Ecoles 5番地で開業をする。

1872年:ウィーンのN.パスカル等とともに「医学運動le Mouvement Médical」の共同編集長になる。

1873年5月13日:雑誌「医学の進歩 le Progrès Médical」を創刊する。(これは,週刊の医学関連の雑誌であり,ブルヌヴィルは1907年まで編集長をやっていた。この雑誌に彼自身,毎号記事や論文を発表しており,彼の考え方や姿勢を知ることができブルヌヴィル研究には不可欠な資料である。)

1870年5月28日:第5区サンヴィクトアール地区の議員に選出された。

1877年3月22日:国土防衛軍の軍医助手第2段階に任命される。

1878年1月6日:サンヴィクトアール地区の議員に再選される。

1878年4月1日:サルペトリエール院に看護婦養成の初等学校を開設する。

1878年5月20日:ピセートル院に看護婦学校を開設する。

1878年7月23日:サルペトリエール院の看校婦養成学校を開設する。

### 2 ピセートル院時代(1879-1909)

1879年9月12日:ピセートル院精神病部門の正式医師の選考に合格。

1880年:雑誌「神経学雑誌Les Archives de neurologie」を創刊し,その編集長となる。先性格節性脳硬化症の2例を発表する。(この疾患は,一般にブルヌヴィル病と呼ばれるようになる。)

1881年1月9日:パリ市サンヴィクトアール地区の市議会議員に再選される。

1881年5月24日:ピティエ病院に看護婦養成

学校を開設する。

1882年5月：パリの病院の助産婦採用第1回試験。

1883年2月4日：パリ第5区の第1地区（サンヴィクトールおよびソルボンヌ地区）から、故ルイ・ブランに代わって国民議会議員に選出された。国民議会では急進共和派として極左の位置にあった。

1885年10月18日：国民議会議員に再選される。

1889年から1890年：国民議会議員選挙ブーランジェ派に負け落選。ジュール・フェリーもブーランジェ派に敗れる。ブルヌヴィルは地方議会選挙にも国民議会選挙にも出馬しない。

1890年5月1日：ヴァレ財団 La Fondation Valléeの開設。

1893年：ヴィトリの医学教育学施設IMPを開設。

1895年：ラリボアジエールの看護婦学校を開設。

1896年4月：セーヌ県の上院法員選挙に出馬するが落選。以後、1897年、1899年、1900年にも落選。

1908年1月1日：ピセートル院を定年退職し、名誉精神科医師となる。

1909年4月15日：「遅滞児のための公立初等学校に付属する特殊学級および独立特殊学校の設立に関する法律」の制定。

1909年5月23日：自宅（パリ第5区カルム通り14番地）で死去。

## 第2節 ブルヌヴィルの幅広い活動

経歴の中でも明らかのように、ピセートル院およびサルペトリエール院の精神病部門の医師として勤務するかたわら国民議会議員や上院議員として社会活動も活発に行っていた。ここでは医学分野、社会活動分野での活動の主なものを列挙する<sup>10)</sup>。

## 1 医学、病理学研究

ブルヌヴィル病（先天性結節性脳硬化症）の発見

水治療法の組織化

## 2 公衆衛生

セーヌ川の浄化と下水道の配管

汚水処理場の整備

下水の農業利用

火葬の普及の呼びかけ

## 3 病院近代化、世俗化

看護学校の設立

産婦人科の設置

## 4 医学教育の改革

精神病講座の新設

死体解剖の導入

インターンのための図書室の設立

## 5 雑誌の編集、出版活動

Progrès Médical の創刊

Archives de Neurologie の創刊

特殊教育叢書（全5巻）の刊行

セガンの著作の復刊

## 6 知的障害児問題について

知的障害児に対する病理学的、医学的研究  
ピセートル院内に「子ども部門」の創設と知的障害児教育の実践

知的障害児の教育制度を検討する政府委員会のメンバーに就任

特殊学級、特殊学校の設立に関する独自の意見書

特殊学校としてのIMP (Institute Médico-Pédagogie) を独自に設立

## 第3節 フランス知的障害児教育におけるブルヌヴィルの占める位置

### 1 「知的障害」への医学的・病理学的研究

Progrès Médical, Archives de Neurologieの雑誌で多数の論文の発表

### 2 フランス19世紀「知的障害児」処遇・教育の流れの継承とセガンの再評価

彼はピセートル院内で「知的障害児」を含

む子どもたちのための「医療教育」を実践している。セガンの著作である1873年のウィーン万博アメリカ教育使節団としての報告書「教育に関する報告書」のフランス語訳“ Rapport et Mémoire sur L'éducation des enfants normaux et anormaux ”を1895年に特殊教育叢書第3巻として出版し、自ら前書きを書いている。

また、セガンの追悼記事を執筆し、掲載している ( Archives de Neurologie, 1880-1881, t.1.p. 337-340)。

### 3 フランス「知的障害児」のための教育制度成立へのかかわり

「知的障害児」のための「特殊学級と特殊学校」設立に関する論文、報告書を1898年から発表する。

ヴィトリーにフランスにおける「知的障害児」学校のモデルとなるIMPを自ら設立する。

## 第2章 ブルヌヴィルの知的障害児に対するピセートル院での指導内容

ここでは、ブルヌヴィルが行った知的障害児教育の内容について焦点をあてる。具体的には、ピセートル院の「子ども部門」Section des Enfantsという施設の中で、知的障害児に対して実際に行っていた医療や教育のうち特に教育的な面を取り上げ検討する<sup>2)</sup>。<sup>5)</sup>

### 第1節 ピセートル院の「子ども部門」

「子ども部門」とは、ピセートル院の中にある障害を持つ子どものための医療・教育施設であり、ブルヌヴィルが設立を推進し1882年ころに建てられたものである。

精神医学史の基本的文献であるスムレーニュの「精神医学のパイオニア」にブルヌヴィルと「子ども部門」に関する次のような記述がある。「ブルヌヴィルは、1878年以来、パリ市議会において、それまで成人の白痴者や

てんかん者と混合収容されていた子どもたちのための特別な部門をピセートル院に設置することを要請していた。」<sup>1)</sup>

ブルヌヴィルは、障害の種類による分類処遇を前提に、子どもを成人から分離し、独立した施設の中での専門的な医療と教育を行うことを目指し、実践をしたのである。

「子ども部門」の対象は、セーヌ県の2歳から18歳位までの「重度の白痴児idiot profond」を含むあらゆる程度の知的障害児であった。

「子ども部門」は、医療関連、教育関連、子どもの生活関連の施設から成っている。

その中で教育関連の施設は「小さな学校」と「大きな学校」と呼ばれる教室、体育館、作業棟などから構成されているが、ここでは教室の内容をみている。

「小さな学校」には、

遊戯室（手と目の訓練のために）

小体操のための教室（手と筋肉系の訓練のために）

実物教育（leçon de choses）のための教室

読み、書字、計算のための教室

の四つの教室がある。

さらに、ガラスばりの小さい部屋があり、急な発作を起こした子どもを横にさせるベッドが備え付けられている。

「大きな学校」には、四つの教室があり、それぞれに教材や書物など教育に必要なものを置くための小部屋がついている。

### 第2節 「子ども部門」における教育内容について

ブルヌヴィルは、医療・教育的治療 Traitement Médico-Pédagogiqueという言葉で自らの実践を表していたように医療と教育をはっきりと分けることは困難なことなので、ここでは、教育関連の施設の中で行われていた内容をみることにする。

## 1 「小さい学校」での教育

### 運動機能の訓練

- ・手指の筋肉の訓練
- ・縄梯子とスプリングを用いた運動

### 感覚機能の訓練

- ・視覚
- ・聴覚
- ・触覚
- ・目と手の協応

### 実物教育

これは、観念的な教育に対する実物教育をいい、身体の各部分の名称、衣服、教室にある備品、などを用い、その名前を言わせたりする。

### 読み、書き、計算の概念

- ・形概念（セガンの「はめ込み板」を用いる）
- ・重さの概念
- ・立体の概念
- ・文字盤
- ・数字板
- その他
- ・九柱戯
- ・ブランコ
- ・ペタンク など

## 2 「大きい学校」での教育

ここでの教育は、「小さい学校」の次の段階であり通常の学校の内容も含んでおり、下の2つから成っている。

### 初等教育

### 作業教育

内容は、木工、錠前作り、洋服の仕立て、靴作り、椅子直し、ブラシ作り、藤細工、印刷の8種類である。

## 第3節 まとめ

ビセートル院の「子ども部門」における教育の内容は、運動機能や感覚機能の訓練を重視する段階から初等教育と作業教育を行う段階までと広範なものであった。

特に、はじめの段階の運動機能や感覚機能の指導にはセガンの影響が現れている。

ブルヌヴィルは、フランス時代のセガン出版物を復刊させるなどセガンの再評価を積極的にした人物であるが、「子ども部門」におけるブルヌヴィルの実践からもそのことは明らかであった。単に影響を受けているばかりでなくセガンを継承しているといつてよいであろう。

ビセートル院の「子ども部門」は、医療・教育・福祉を統合する大きな施設であり、1892年には収容児数は470名を数えたという。この医療と教育を複合させた教育施設は、現在も存在している知的障害児教育におけるフランス特有の教育機関である医学 教育的施設Etablissement Médico-Educatifの原形となっていると考えられる。

## 第3章 ブルヌヴィルの否定的優生思想に対する見解

### 第1節 19世紀末から20世紀初頭にかけての知的障害児の処遇と優生思想

人類の遺伝的素質の改善をめざし、悪質な遺伝形質の淘汰と優良なものの保存という優生思想は、チャールズ・ダーウィン「種の起源」(1859年)の自然淘汰、適者生存の考えに端を発し、それを学問として成立させたのは、そのいところであるフランシス・ゴルトンが「人間の能力とその発達の研究」(1883年)のなかで優生学という言葉をはじめて使ったという。

そして、19世紀末から20世紀初頭にかけて、人類の悪質な遺伝形質を人為的に淘汰するという、いわゆる否定的優生思想が広まった。この否定的優生思想は単に思想面で終わることなく、社会運動となり各国で具体的な政策、法律として実現し、断種・避妊手術などを実施していった。そのとき、対象となる

のは、いわゆる弱者で、知的障害者はそのひとつに考えられていた。

20世紀初頭のフランス知的障害児教育の成立にも大きな影響を与えた彼が優生思想に対してどのような考えをもっていたのかを検討する。そのために、今回は1897年の「知的障害者 idiots おける生殖（出産）について」という優生思想に関する質問状に対する彼の回答をとりあげる<sup>1)</sup>。

この質問状は、フィラデルフィアのForest Willard博士が出したもので、ブルヌヴィルが直接回答しており、優生思想に対する彼の見解がそのまま表れていると思われる。

## 第2節 ウィラード「質問状」の項目

ウィラードの質問状は、知的障害者 idiots の出産、性行為、彼らに対する去勢・避妊外科手術、その法制化に関するものまでの9問からなっている。質問項目をそのまま載せる。

あなたの施設（ピセートル院の施設学校）の収容者においては、適切な出産はどのくらいの比率であると、あなたは考えるか。

あなたの施設（ピセートル院の施設学校）の収容者においては、出産はどのくらい可能だと、あなたは考えるか。

精神的および道徳的条件の視点から性的関係の影響はどうであるか。

身体的条件の視点からは影響はどうであるか。

あなたの考えでは、男性に対する最も適切な手術としては、睾丸の除去、索あるいは別な管の縛り付けのどれであるか。

女性に対する最も適切な手術は、どのような手術であるとあなたは考えるか。

女性の手術は、何歳の時に行うのが最も効果的であるか。

この事柄について実際に臨床的な経験があるか。

手術を実現するための国の法律を制定

できるだろうか。その場合この種の法律に関するあなたの考えはどうであるか。

## 第3節 ブルヌヴィルの回答

彼の回答を3つの項目に分けて、そのまま載せる。

### 1 知的障害者の妊娠、出産について（質問）

「われわれが退所証明に署名した回復患者や治癒患者は完全に“自由である”，そして市民的政治的自然的権利を享有する。」「彼らに子どもがいるのかいないのか、健康か病気であるか、彼らの変化を監視する保護組織がないため、二つの問いには“科学的な”返答をすることができない。」

### 2 性的関係について（質問）

「“性的関係”に差障りがあるとは思えない。」

### 3 去勢、避妊手術とその法制化について（質問）

「われわれは、患者に対するすべての故意の損傷、そして“直接的な効用”という目的をもたず行われるすべての手術を非人間的、野蛮なものと考える。知的障害者 idiots という名称には、知的能力においては幅広い程度の状態を含んでいる。すべての運動が不可能である“植物的”知的障害者は、助けを借りるまでの力もなく、話しをしないという状態にある。そして、正常とみなされる子どもに近い“単純遅滞 arriéré”まで含んでいるのだ。あなたはどの段階の者を、あなたの故意の損傷に向けるのだろうか。」

「功利主義者はより断定的になり知的障害者 idiots、身体障害者その他の者の“法律的削除”を要求する。一言でいえば利己主義的社会にとって負担となっており、野蛮な状態にあるすべての者が対象なのである。

われわれにとって、文明化された社会、とりわけ共和国的な社会になるということは、なによりもまず人間的であるべきであると考え。すべての身体、精神障害者、すべての

“異常者”すべてのカテゴリーに属する患者、高齢者、すべての“犠牲者” - あるものが処分したいと願っている者たち - は結局人間なのである。われわれが正常といているわれわれ自身への尊厳によって、高齢者を救わなければならない、患者を世話しなければならない、また“異常者”を正常に近づけて可能な限り引き上げなければならない。

#### 第4節 まとめ

質問 は、知的障害児・者の妊娠・出産と性交渉に関するものであるが、ブルヌヴィルの立場は、一度退所したものは「市民的・政治的・自然的権利」の自由をもつ、それゆえ、退所したものの監視は行なえず、「科学的な答えをすることができない」とし、「性的関係には差障りはない」というものであった。

質問 は、明らかに否定的優生思想の立場から知的障害児・者に対する断種・避妊手術の実施を前提にしたものであり、医学的に、断種や避妊手術として適切なものは何かと問うている。アメリカでは19世紀末から各州で優生断種運動が盛んになり、1907年のインディアナ州をはじめとして以降30以上の州が断種法を可決している。そして、1927年にアメリカ合衆国最高裁判所の判決により合憲性が認められた<sup>6)</sup>。

この質問に対するブルヌヴィルの回答は、断種・避妊手術という「故意の損傷」に対して「非人間的、野蛮なもの」という言葉を使って批判している。

また、質問では知的障害を一元的にとらえているが、ブルヌヴィルは知的障害（原文ではidiotという言葉を使っている）を重度の「植物的状態」から「正常に近い」「単純遅滞」まで含む幅の広い概念であることを指摘している。

質問 は、知的障害児・者に対する断種・避妊手術の合法化、立法化に関するものであ

る。

この質問に対しても、反対の立場である。彼は、知的障害児・者や「すべてのカテゴリーに属する患者、高齢者」を異常者と呼び、彼らへの対応として、「正常者であるわれわれは」「尊厳を持って、正常に近づけて可能な限り引き上げなければならない」と回答している。広い意味で人に対する教育の可能性を述べている。

#### 第4章 ブルヌヴィルの実践と否定的優生思想

第2章で明らかになったように、ブルヌヴィルがピセートル院「子ども部門」で行なっていた知的障害児教育の実践は、整備された組織体系と系統的な教育内容をあわせもつものであり、しかも対象とするのは軽度から重度の知的障害児までを対象にしていた。

このことだけでも、知的障害児の断種・避妊手術を進める否定的優生思想への彼の立場が理解できる。

しかし、ここではまずブルヌヴィルの幅広い活動と関連して考えよう。

否定的優生思想に対する毅然たる拒否的な見解は、彼の幅広い活動からうかがいとれる姿勢に一貫するものである。

その根源にあるものは、フランス革命以来の人権思想と共和制の政治思想といえるだろう。知的障害児に対する否定的優生思想に反対し、急進左翼共和派の国民議会議員として、公衆衛生の整備をはかり、また病院においては教会権力からの脱皮をめざす世俗化を推進するのである。彼の活動を総体としてとらえれば、否定的優生思想に対する拒否的な対応は容易に理解できるのである。

このようなブルヌヴィルの否定的優生思想に対する見解は、フランスでは一般的なものであろうか。

確かにフランスという国は、ドイツ・スウ

エーデン・アメリカのように、知的障害児・者への断種・避妊手術の合法化をしなかった。その点は、一線を画すことができる。ブルヌヴィルの見解に一致するよう見える。

しかし、最近になって明らかにされたことであるが、私的なところでは親や医師の了解の下断種・避妊の手術が実施されていたのである<sup>3)</sup>。

けして、ブルヌヴィルのように明確な人権思想と共和制の思想に裏打ちされた反・否定的優生学思想はフランスの中でも一般的なものではなく、むしろブルヌヴィルは先鋭的な立場に位置するかもしれない。

そのような限定された意味ではあるが、ブルヌヴィルの見解はフランスにおける知的障害児・者処遇の一つの指針となっていたのではなかろうか。それだけの影響を彼の実践は与えたと考えられる。

本研究は、平成12年度文部省科学研究補助金による成果の一部である。

## 文献

- 1 . Archievs de Neurologie, 1897, 2<sup>o</sup>, série, t.IV, p.545-7
- 2 . Bourneville.D.M., Histoire de la Section des enfants de Bicetre(1872-1892), 2 ed. Paris, Publication du Progrès Medical, 1892.
- 3 . CTERHI, Contraception et stérilisation des personnes handicapés mentales, Aspect éthique et social, Dossier professionnel N°1, 1999
- 4 . Diederich, N. Stériliser le handicap mental? ÈRÈS 1998
- 5 . Gateaux-Mennecier, Jacqueline. Bourneville et l'enfance aliénée, Centurion, 1989
- 6 . 中村満紀男 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(2) 心身障害児研究 1996 20 67-82
- 7 . 廣川和子 ブルヌヴィルとピセートル院 子ども部門の研究 筑波大学大学院修士論文 1995
- 8 . 星野常夫 ブルヌヴィル, D.M. (1840-1909) の経歴と著作・論文 文教大学教育学部紀要 1994 vol.28 82-94
- 9 . 星野常夫 ブルヌヴィル, D.M.とフランス1909年4月15日法(「精神薄弱」教育法)の成立について 文教大学教育学部紀要 1996 vol.30 111-120
- 10 . Poirier, J. et Signoret, J-L. De Bourneville à la sclérose tubéreuse, Flammarion, 1991
- 11 . René Semelaigne, Les Pionniers de la psychiatrie française avant après Pinel, Paris, Bailliere, 1930-1932
- 12 . 米本昌平ら 優生学と人間社会 講談社現代新書 2000年

